

興津川水系河川整備計画

平成 14 年 6 月

(令和 3 年 4 月 変更)

静 岡 県

興津川水系 河川整備計画（変更）

目 次

1. 流域と河川の現況	1
1.1 流域及び河川の概要	1
1.2 河川整備の現況と課題	4
1.2.1 治水の現況と課題	4
1.2.2 利水の現況と課題	5
1.2.3 河川環境の現況と課題	6
1.2.4 河川利用の現況と課題	9
2 河川整備の目標	10
2.1 計画対象期間.....	10
2.2 計画対象区間.....	10
2.3 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	11
2.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	11
2.5 河川環境の整備と保全に関する目標	12
3 河川整備の実施に関する事項	13
3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに該当河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	13
3.1.1 興津川	13
3.1.2 布沢川	22
3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所.....	24
3.2.1 河川管理施設の維持管理.....	24
3.2.2 許可工作物の維持管理	24
3.2.3 水量・水質の監視等.....	24
3.2.4 維持掘削等	25
3.3 その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項	25
3.3.1 総合的な被害軽減対策に関する事項.....	25
3.3.2 流域との連携、流域における取り組みへの支援に関する事項	26
<附図>	28
興津川水系 流域概要図.....	28

1. 流域と河川の現況

1.1 流域及び河川の概要

興津川は、その源を静岡市の山梨県境の田代峠に発し、黒川、布沢川、中河内川などの支川を併せながら静岡市の旧清水市区域の東部を流下し駿河湾に注ぐ二級河川です。流域は、静岡市清水区の両河内、小島、興津の三地区にまたがり流域面積は約 120km²、幹川流路延長は約 22km です。

興津川流域は、興津川とその支流で谷底に低地がありますが、大部分が山地であり急峻な山稜で囲まれています。河川は急勾配で上流からほとんど変化のないまま河口に達しています。

地質は、流域の北西部にフォッサマグナの西縁にあたる糸魚川～静岡構造線があり、これより西側にはアルカリ玄武岩類など火山岩が分布します。糸魚川～静岡構造線以東の山地（庵原山地）には、小河内層群と呼ばれる砂岩シルト岩が広く分布する他、北部・東部には礫岩層が分布しています。河川沿いの低地は礫質堆積物および泥砂礫互層となっています。なお、平成 29 年には糸魚川～静岡構造線の大規模な露頭が清水区西里で新たに発見されました。

流域の気象は、夏は高温多雨、冬は温暖小雨のいわゆる本州太平洋側の気候の特徴を良く示しています。清水観測所における年平均気温は 16.6℃（平成元年～平成 30 年）と比較的温暖な気候であり、年間の降水量は我が国平均より多く約 2,400mm（平成元年～平成 30 年）程度で、冬季の降水量は少なくなっています。

流域の植生は、標高 800m 以上はブナ、ミズナラなどの冷温帯性の落葉広葉樹林帯、以下はシイ、カシ類、タブの木などの暖温帯性の照葉樹林帯（常緑広葉樹林帯）に属し、流域の大部分が常緑広葉樹林帯に属しています。また、流域内ではミカン園、茶畑としての利用が盛んです。

流域の静岡市清水区両河内、小島、興津の三地区の人口は約 22,000 人で旧清水市の 8% を占めていますが、流域の人口密度は約 160 人/km²と旧清水市全体の約 980 人/km²に比べ低くなっています。流域人口は、昭和 40 年頃まで増加傾向にあった後、大きな変化なく推移しています。ただし、地域別に見ると上流地域の両河内地区では減少傾向にあります。また、三地区の 65 歳以上の人口比率は 31.6%であり、旧清水市全体の 29.7%より高くなっています。

興津川流域では、古くは興津川の豊富な流量を利用した木材の筏流しが行われ、製材業や、製紙産業が盛んでした。現在でも産業従業者数で見ると、製造業の比率が高いものの、小売業、サービス業といった第 3 次産業の比率が最も高くなっています。また、工業出荷額の伸びは旧清水市全体より大きいものの事業所数の伸びは小さくなっています。農業については、茶とみかんが主要作物ですが、耕地面積、農家数ともに減少の傾向にあります。

土地利用状況は、全体として山林面積が大部分を占めていますが、下流域の興津地区は東名高速道路、国道 1 号、JR 東海道線等の交通網も整備され、市街化されています。

中流部では、平成 24 年に新東名高速道路が開通し、支川小河内川流域では清水 PA 開設のため山地が開発されています。また、平成 31 年には中部横断自動車道の新清水 JCT～山梨県富沢 IC 間が開通しています。

土地利用の変遷を昭和 30 年代と比較すると、山林、田畑が減少し、茶畑、果樹園が増大しています。

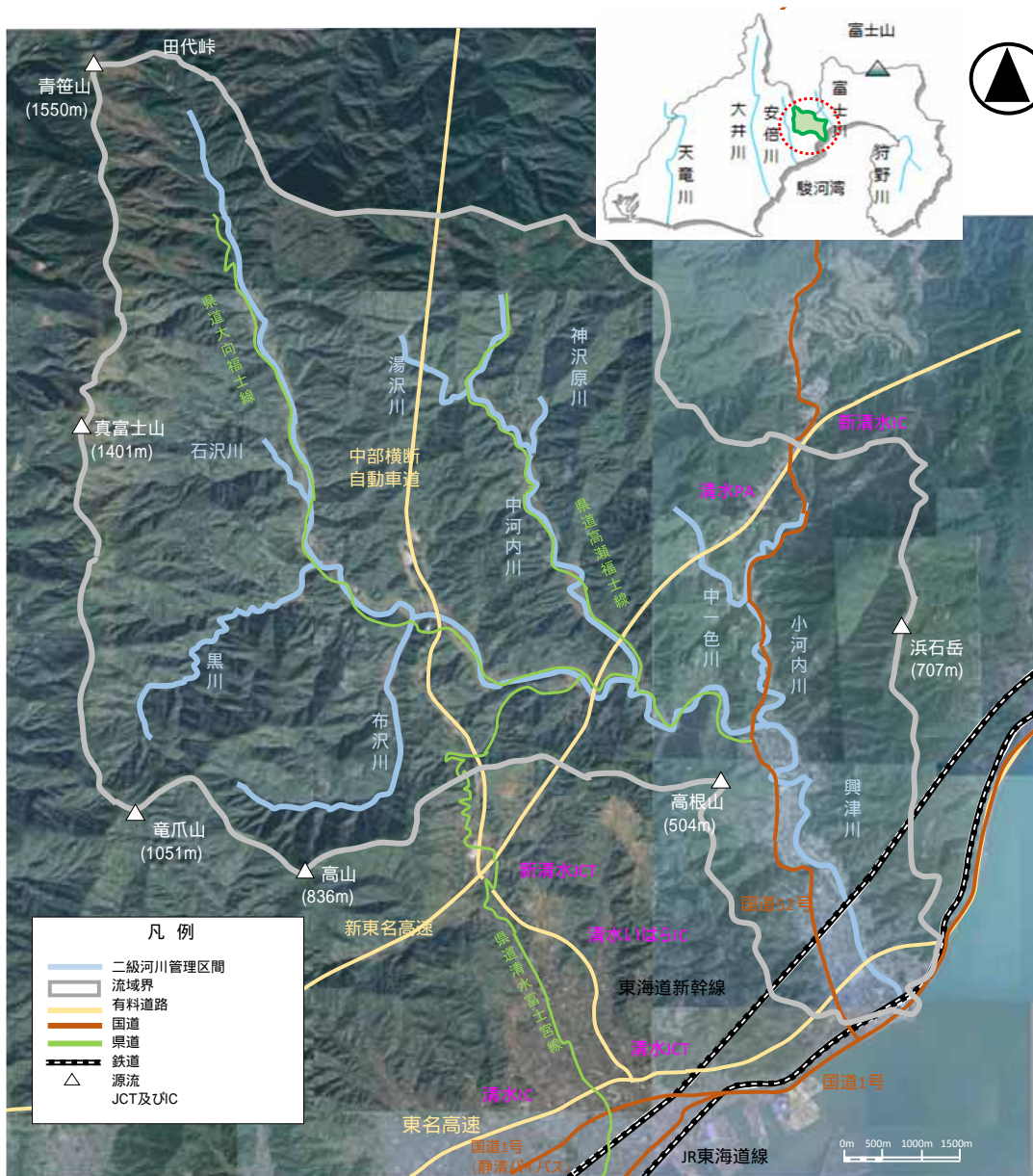
興津川流域は、戦国時代末期に武田信玄の駿河への進出により武田、今川、北条の合戦場となった地であり、横山城、薩埵山砦や和田島砦などの史跡が残されています。武田氏の進攻の折、甲州街道（身延道）が整備されました。江戸時代には東海道や身延道などの街道がとおり興津、由比、蒲原は宿場町として栄えたことから、この地域は本陣跡などの名所・旧跡が残されています。東海道五十三次では興津は、17 番目の宿場町で、大井川と同じように東海道興津川越し（川会所）跡が残されています。興津川河口部付近には江戸時代に朝鮮通信使が宿泊した興津清見寺があり、明治の偉人である西園寺公望や井上馨が別荘を構えたところでもあります。

興津川の清流を利用して、西河内村和田島において紙漉の和田島紙を製造し、やがて周辺各地に広がり駿河半紙と呼ばれ、当地方の特産品として周知されました。駿河半紙を基に、明治 20 年代に漂白した改良半紙が製造され、興津町内で工場生産が始まり、一時紙の生産地として発展しました。

興津川は、旧清水市の水道水を一手に供給するとともに、旧清水市の中心市街地からも手軽にいける景観にも優れた河川として、「静岡県のみずべ 100 選」にも選ばれています。また、県内では、狩野川と並び最も早くアユ漁の解禁される河川としても知られており、四季を通じて市民が川と親しむ姿が見られます。

興津川では、興津川水系の河川環境の保全と創造を目的として、「清水市興津川の保全に関する条例」（平成 5 年 10 月施行、平成 18 年 7 月に静岡市清流条例に移行）、「興津川保全市民会議」（平成 6 年 8 月発足）が施行、発足され、行政と市民・企業・団体が一体となって活動を行っています。

注）人口は、国勢調査結果報告書による。なお、静岡市清水区の人口は、平成 30 年 12 月時点の静岡県推計人口によれば約 23 万 3 千人である



背景図は国土地理院ホームページより

図 1.1.1 興津川水系流域図

1.2 河川整備の現況と課題

1.2.1 治水の現況と課題

興津川では水害の記録は古くから残されており、流域の人々の生命と暮らしが脅かされてきました。近年では、昭和 54 年以降数回にわたり人家等への被害が発生し、公共土木施設への被害は毎年のように発生しています。昭和 58 年 8 月下旬の豪雨により、被害家屋 121 棟、被害額約 45 百万円もの被害が発生しています。昭和 54 年の台風 20 号により、興津川流域では被害家屋 55 棟、被害総額約 41 百万円もの被害が発生し、このうち支川の中河内川では被害家屋 43 棟、被害額は約 34 百万円の被害が発生しています。近年では、平成 26 年 10 月の台風 18 号による内水氾濫によって、床下浸水 1 棟、床上浸水 8 棟の被害が発生しています。また、布沢川でも過去より洪水災害を受けています。

興津川の大きな河川改修としては、昭和 57 年より局部改良事業として、中河内川合流部付近において合流形状の改良、取水堰の切り下げ等が行われました。また、下流部においても昭和 53 年より耐震対策河川事業として、東海地震による津波の襲来に備え、河川堤防の強化、護岸等が施工されました。このように、興津川では河川改修が行われてきましたが、狭窄部等で年超過確率 1/10 程度の洪水に対して人家の浸水被害が想定されることから、流下能力の向上が必要となっています。

支川の中河内川では、昭和 54 年の台風 20 号による災害を契機として、災害復旧助成事業により流路工の整備が行われました。

その他、支川の布沢川では、昭和 30 年代の初期から護岸工等の治水事業が行われてきましたが、現況河岸高は計画堤防高に対して不足しており、人家の浸水被害の発生が想定されることから流下能力の向上が必要となっています。

また、近年、全国各地で集中豪雨による激甚な浸水被害が発生している状況を踏まえると、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、大規模氾濫に対する減災を目指すため、河川改修などの「ハード対策」による治水安全度の向上を着実に図るとともに、防災情報の提供・伝達などの「ソフト対策」による地域住民の避難体制の強化促進を図っていく必要があります。

津波対策について、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、静岡県第 4 次地震被害想定では、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「計画津波」※1 と、発生頻度は極めて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」※2 の二つのレベルの津波が設定されています。

興津川河口部の海岸における「計画津波」に対する必要な堤防高は、T.P. +6.5m と設定されており、海岸堤防は既に整備済みです。しかし、興津川の右岸堤防は、河口から新興津川橋までの区間で海岸堤防より低いため、対策が必要となっています。

※1 計画津波：静岡県第 4 次地震被害想定で対象としている「レベル 1 の津波」

※2 最大クラスの津波：静岡県第 4 次地震被害想定で対象としている「レベル 2 の津波」

表 1.2.1 近年の興津川流域の災害履歴

災害期間		S54.10.14 ～10.26	S58.8.23 ～9.13	S58.9.24 ～9.30	S59.8.1 ～8.16	H10.9.14 ～9.18	H19.7.5 ～7.17	H26.10.4 ～10.7
異常気象名		台風20号	豪雨	台風10号	豪雨	豪雨・台風 5号	梅雨前線 豪雨及び 台風4号	台風18号
浸水区域 面積(ha)	農地	5.3	0	0	0	0	0	0
	宅地・その他	7.6	10.8	1.9	0.3	0.3	0.02	0.9
	計	12.9	10.8	1.9	0.3	0.3	0.02	0.9
被災家屋 棟数(棟)	床下浸水	28	119	32	1	3	2	1
	床上浸水	21	2	9	0	0	0	8
	半壊	6	0	0	0	0	0	2
	全壊流出	0	0	0	0	0	0	2
	計	55	121	41	1	3	2	13
被害数	床下世帯	28	114	29	1	3	0	1
	床上世帯	27	2	9	0	1	0	8
	事務所	0	5	0	1	0	0	1
	従業者	0	18	0	5	0	0	1
	農漁家	5	4	0	0	0	0	0
一般資産 被害額(千 円)	一般資産 営業停止損 失	37,635	45,345	13,999	301	2,961	1,234	131,408
	農作物	3,500	0	0	0	0	0	0
	合計	41,135	45,345	13,999	301	2,961	1,234	131,408

出典：水害統計



(興津川：中河内川合流点上流)

(中河内川：興津川合流点上流)

図 1.2.1 昭和 54 年台風 20 号による災害

1.2.2 利水の現況と課題

興津川の水利用は、許可水利権 2 件でこれらの最大取水量の合計は約 1.35 m³/s となります。このうち水道用水として 1.27 m³/s の許可水利があり、旧清水市の 80%以上の給水を担い、重要な水源となっています。この他、農業用水として約 120ha のかんがいに利用されています。

また、興津川の承元寺^{しょうげんじ}地点における最近 10 ヶ年の平均濁水流量は約 1.1 m³/s (流域面積 100km²あたり 1.0 m³/s) であり、興津川上中流部は比較的流量が豊かとなっています。

しかし、降雨の少ない冬期においては、下流部の承元寺堰において水道用水が満足に

取水できないことや、取水後の河川流況が悪化することも度々みられ、興津川から水道用水を取水する静岡市は、国等関係機関との調整により、異常渇水時の対応を進めています。

表 1.2.2 近年の渇水被害

昭和 60 年 (1985) 1 月 10 日～3 月 9 日	上水道の水圧を減圧 (最大 30%) 58 日間
	夜間の時間断水 (最大 7 時間) 30 日間
平成 8 年 (1996) 1 月 5 日～4 月 1 日	上水道の水圧を減圧 (最大 30%) 89 日間
平成 11 年 (1999) 2 月 10 日～3 月 17 日	〃 (最大 20%) 36 日間



図 1.2.2 承元寺取水堰の状況 [平成 11 年 2 月撮影、静岡市清水区承元寺町地先]

1.2.3 河川環境の現況と課題

興津川の水質は、水質環境基準の類型指定がなされており、下流部は B 類型 (BOD で 3 mg/l 以下)、中・上流部では AA 類型 (BOD で 1 mg/l 以下) となっています。BOD 水質をみると、平成 15 年以降、中上流部の和田島橋、八幡橋、下流部の浦安橋ともに環境基準を満足しており、近年の下水道整備により水質は改善傾向にあります。しかしながら、生活排水等の流入による水質の悪化が懸念される箇所もあり、流域の下水道や合併処理浄化槽など生活排水処理施設の普及による、さらなる水質の改善が望まれます。

興津川流域は自然に恵まれ、河川は自然の地形を残しています。中・上流域には、アユ、アマゴ、地域特有なカジカやヤマセミなどが生息し、水辺にはツルヨシ群落、ヤナギ林、落葉高木林や常緑高木林が多くみられ、オキナグサなどの植生もみられます。下流域には、アユ、アユカケなどの魚類やウツセミカジカ、シロウオなど絶滅のおそれのある魚類が生息し、水辺にはツルヨシ群落が多くみられます。また、興津川には雨乞淵、福山淵など昔から名のある淵があり、特に中流域に多く存在しています。

清流に棲むカエルとして知られるカジカガエルが、ほぼ全域で生息しているとともに、

上流の北部山間地域では、クマタカ（静岡県レッドデータブック：静岡県カテゴリー【絶滅危惧Ⅱ類】）、オオタカ（静岡県レッドデータブック：静岡県カテゴリー【準絶滅危惧】）が確認され、特別天然記念物であるニホンカモシカと日本の他地域で絶滅のおそれのあるツキノワグマも確認されています。

支川の布沢川地区周辺には、森林性の生物が数多く生息し、ヒガシヒダサンショウウオやクマタカ、オオタカ、カワネズミなどの重要な種も確認されています。また、植物ではランヨウアオイとエビネが重要な種として確認されています。

このように、興津川流域には、豊かな自然環境が残り、水辺に生息・生育する種をはじめとして、多様な種が興津川特有の環境を有しているため、この豊かな自然を保全していくことが求められています。また、興津川下流部では、渇水時の流況悪化による瀬がれや河口閉塞がみられます。特に支川布沢川、中河内川、小河内川においては、魚道が設置されていない堰、床止め等により、魚の移動を阻害している箇所もみられます。加えて、生物の重要な生息環境を構成している瀬・淵は、縮小、消失し、河畔林も縮小している箇所があります。このため、興津川を様々な生物にとって棲みやすい川として保全していくために、現存する堰、床止め等への魚道の設置の推進、河口閉塞の解消、瀬・淵の保全や再生、河畔林の保全が求められています。

さらに、河川環境を保全するためには、森、川、海を一体として捉え、流域全体を保全していくような考え方も必要です。

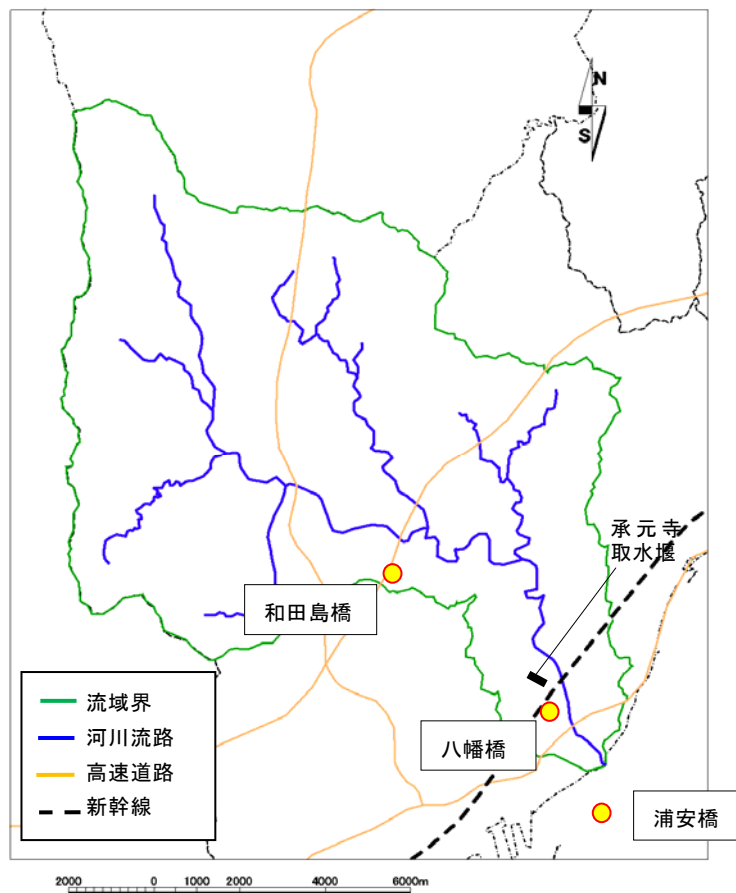


図 1.2.3 水質観測点位置

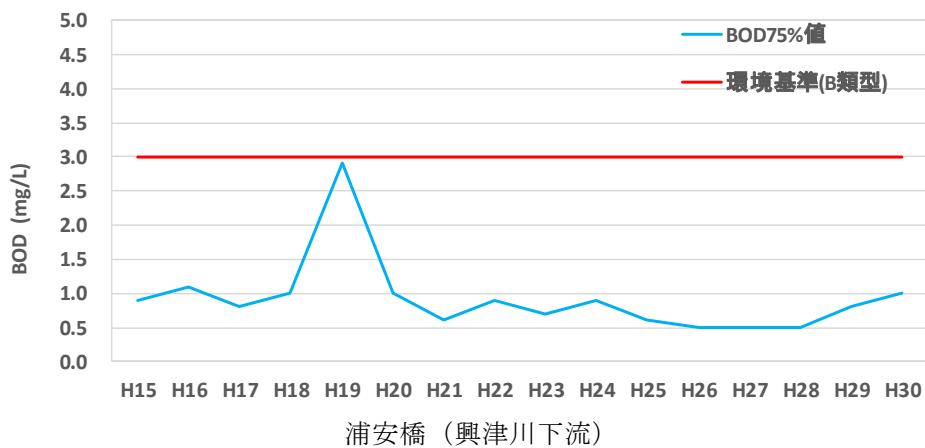
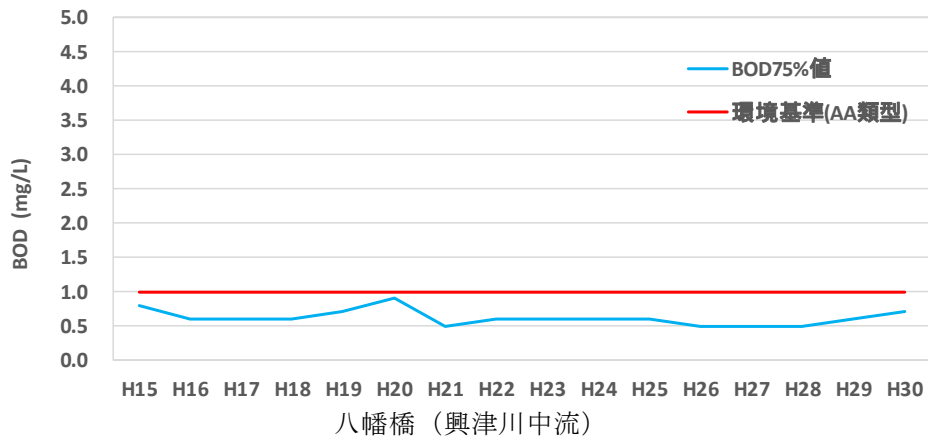
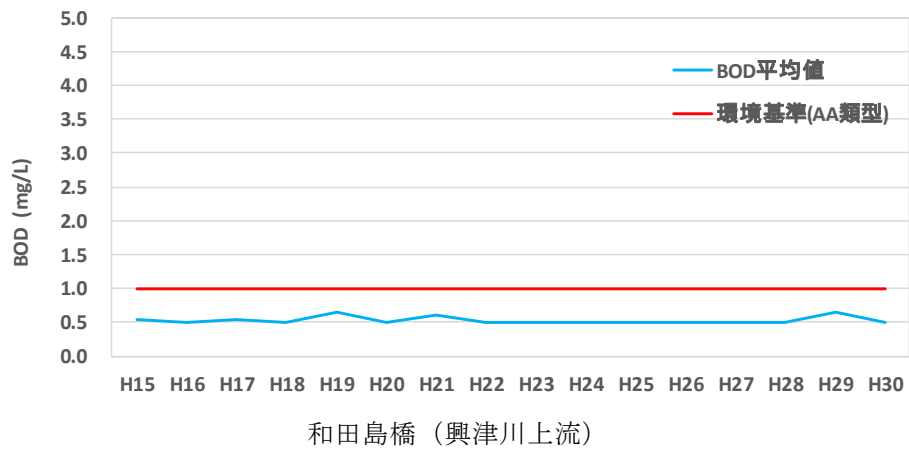


図 1.2.4 BOD の経年変化

(出典；公共用水域測定結果資料・静岡市調査)

1.2.4 河川利用の現況と課題

興津川は、水利用ばかりでなく、釣りや市民のレクリエーションの場、学習の場としても、広く利用されています。

特に、県内では、狩野川と並び最も早くアユ釣りが解禁され、アユ釣りのメッカとして多くの人々に親しまれ、年間約10万人の釣り客が訪れています。

興津川には多くの箇所にキャンプ場が整備され、夏期には多くの市民がキャンプを訪れるなど、釣り・魚とり、バーベキュー、水泳などの身近な親水空間としての利用が盛んに行われています。

興津川中流部には静岡市清水和田島少年自然の家があり、市内の小中学校の学校行事として自然観察学習を実施しています。その中では、興津川沿いの自然環境を利用した「少年自然の家自然観察コース」を設定し、観察や体験学習が行われています。

このように、興津川は多くの人々に利用されており、周辺地域の市街化にともない、都市部における水と緑のオープンスペースとして、ますます貴重な空間となっていることから、訪れる多くの人々が安全にそして快適に水に親しむことができる、親水護岸や遊歩道などの自然との触れ合いの場のさらなる整備等が望まれています。

一方、近年、流域から川を通じて海へ到達する海洋ごみが課題となっており、マイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響も懸念されています。

自然景観の保全のため、毎年9月には1,000人程度の地域住民や企業、団体等による河川清掃「興津川クリーン作戦」が行われ、近年、ごみの投棄量は取組の当初から大きく減少し、効果が現れていますが、利用者のさらなる意識向上も必要です。



西里キャンプ場



布沢川合流点付近

図 1.2.5 興津川の河川利用の状況

2 河川整備の目標

2.1 計画対象期間

本河川整備計画は、興津川水系河川整備基本方針に即した河川整備の当面の目標であり、その対象期間は平成14年（2002年）6月の策定時点より概ね40年間（変更時点より概ね20年）とします。

本計画は、現時点の流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定されたものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等の変化により、適宜見直しを行うものとします。

2.2 計画対象区間

河川整備計画の対象とする区間は、下記に示す興津川水系の県管理区間とします。

表 2.2.1 河川整備計画の対象区間

水系名	河川名	起 点	終 点	延長(m)	指定(認定)年月日
興津川水系	興津川	小樽沢合流点	海に至る	21,700	[昭和 3. 7.21] [" 4. 9. 1] " 41. 4. 1 " 46. 4. 1
"	小河内川	左岸 静岡市清水区小河内字坂本373 番の1 地先 右岸 静岡市清水区小河内字坂本388 番地先	興津川への合流点	5,300	[昭和28. 8. 1] " 41. 4. 1 " 46. 4. 1
"	中一色川	今一色沢合流点	小河内川への合流点	2,500	[昭和35. 9. 1] " 41. 4. 1 " 46. 4. 1
"	中河内川	姥沢合流点	興津川への合流点	8,900	[昭和 4. 9. 1] " 41. 4. 1 " 46. 4. 1
"	神沢原川	静岡市清水区中河内字寺海戸3162 番の1地先の奥平橋	中河内川への合流点	1,100	昭和 46. 4. 1
"	湯沢川	静岡市清水区中河内字庚申島5407 番地の湯沢橋	"	2,045	昭和 46. 4. 1
"	布沢川	静岡市清水区吉原字本沢入2531 番の14 地先のワル沢合流点	興津川への合流点	4,764	昭和46. 4. 1 平成 6. 4. 5
"	黒川	静岡市清水区西里字宮羽根1291 番地先の市道橋	"	1,395	昭和 46. 4. 1
"	石沢川	静岡市清水区河内字木風807 番地先の木風橋	"	940	昭和 46. 4. 1

2.3 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

興津川及び支川布沢川における整備目標は、年超過確率 1/10 規模の降雨による洪水を人家の浸水被害を生じさせることなく河道内で流下させることを目標とします。

さらに、計画規模を上回る洪水や高潮、整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に対しては、情報伝達、水防体制の強化など地域住民や関連機関と連携し、地域防災力の向上に努めます。

河川津波対策に関しては、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「計画津波」に対して、人命や財産を守るため、海岸等における防御と一体となって、津波災害を防御するものとします。

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、地域特性を踏まえ、静岡市との連携により、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指します。

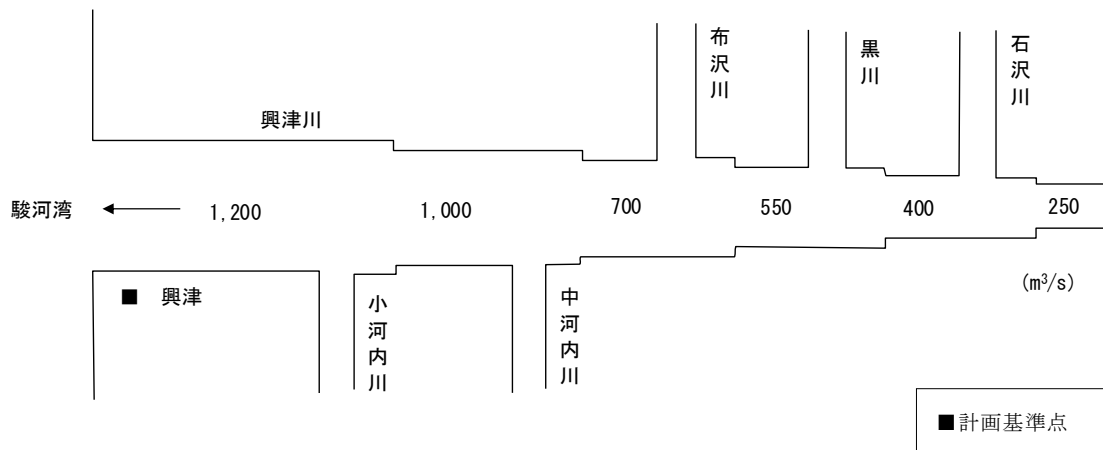


図 2.3.1 興津川整備目標流量配分図

2.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

承元寺地点における最近 10 ヶ年の平均渇水流量は約 1.1 m³/s、平均低水流量は約 2.1 m³/s と、興津川上中流部は比較的流量が豊かであることから、この状況を保全していきます。しかしながら下流部では、渇水時に既得水利の安定した取水が困難となるなど水量は少ない状態です。このため、水利用の実態調査等により合理的な水利用を促進し、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持に努めます。また、流域での取り組みとして、森林及び農地の保全、節水型の地域づくりなどの働きかけを行います。

水質は、BOD 75% 値でみると、上流側の八幡橋では最近 10 ヶ年の平均値は約 0.6 mg/l、下流側の浦安橋では平均値が約 0.7 mg/l であり、環境基準を満足しています。下流部においては都市化が進んでいるため、水質が維持、向上されるよう、関係機関との連携を図ります。

2.5 河川環境の整備と保全に関する目標

興津川の多様な生物は、興津川が有する瀬・淵などの多様な河川形状と良好な水質により生息・生育していると考えられるため、興津川水系等河川環境管理基本計画と整合を図り、興津川の優れた河川環境の整備と保全を行います。特に、河川整備に際しては、河川環境への影響を極力回避し低減するように努めるとともに、興津川水系にはアユ、アユカケ、ウツセミカジカ、シロウオ等が生息しているため、瀬や淵の再生・保全に努めるとともに、堰、床止め等での魚道の設置を推進し、河川の連続性を確保していきます。河口部は、波浪等により河口が閉塞する可能性があるため、土砂の堆積状況を監視し、関係機関と連携し、必要に応じて対策を行います。

河畔林はその緑陰が水辺の生物の生息にとって重要な環境であることから、河道改修が必要な場合は、極力伐採を行わない改修とし、また、地域住民や関連機関との協力のもと河畔林の保全を働きかけます。

なお、河川環境の整備・保全には、流域全体での取り組みが重要なことから、関係機関や流域住民の協力のもとに、小川の保全、森林及び農地の適正な管理などを働きかけていきます。

また、豊かな自然を残す興津川を訪れる多くの人々が、安全にそして快適に水辺に親しむことができるよう、自然との触れ合いの場の整備を行います。

3 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに該当河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

整備計画対象期間内には、次に示す工事を行います。

3.1.1 興津川

(1) 流下能力向上対策

興津川の整備目標に対して、現況の一部の区間において計画流量を流せない箇所があり、人家の浸水被害の恐れがあります。このため、下記の箇所において築堤、掘削等の対策を実施し、洪水被害の防止を図ります。引堤及び築堤に伴って改築が必要な橋梁や取水堰は、施設管理者と協議の上、新築・改築または撤去します。

なお、河道改修については、動植物の生息・生育環境に配慮した「多自然川づくり」を基本とし、多様な河川形状を確保するとともに、自然と触れ合うことのできる良好な水辺空間をあわせて創出します。また、川に近づきやすい整備を行うものとします。

表 3.1.1 流下能力向上対策の整備区間

河川名	位置	整備内容
興津川	静岡市清水区小島地先 (4.0k 付近から 4.2k 付近)	護岸工
	静岡市清水区清地地先 (10.7k 付近から 11.0k 付近)	築堤、引堤、掘削
	静岡市清水区茂野島地先 (12.8k 付近から 13.4k 付近)	築堤、掘削
	静岡市清水区西里地先 (15.4k 付近から 15.6k 付近)	築堤
	静岡市清水区西里地先 (15.9k 付近から 16.1k 付近)	築堤、掘削
	静岡市清水区西里地先 (16.2k 付近から 16.6k 付近)	築堤
	静岡市清水区西里地先 (16.8k 付近から 17.2k 付近)	築堤

注1) 整備位置は、興津川河口からの概ねの位置を示す。

注2) 現時点における主な整備箇所を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

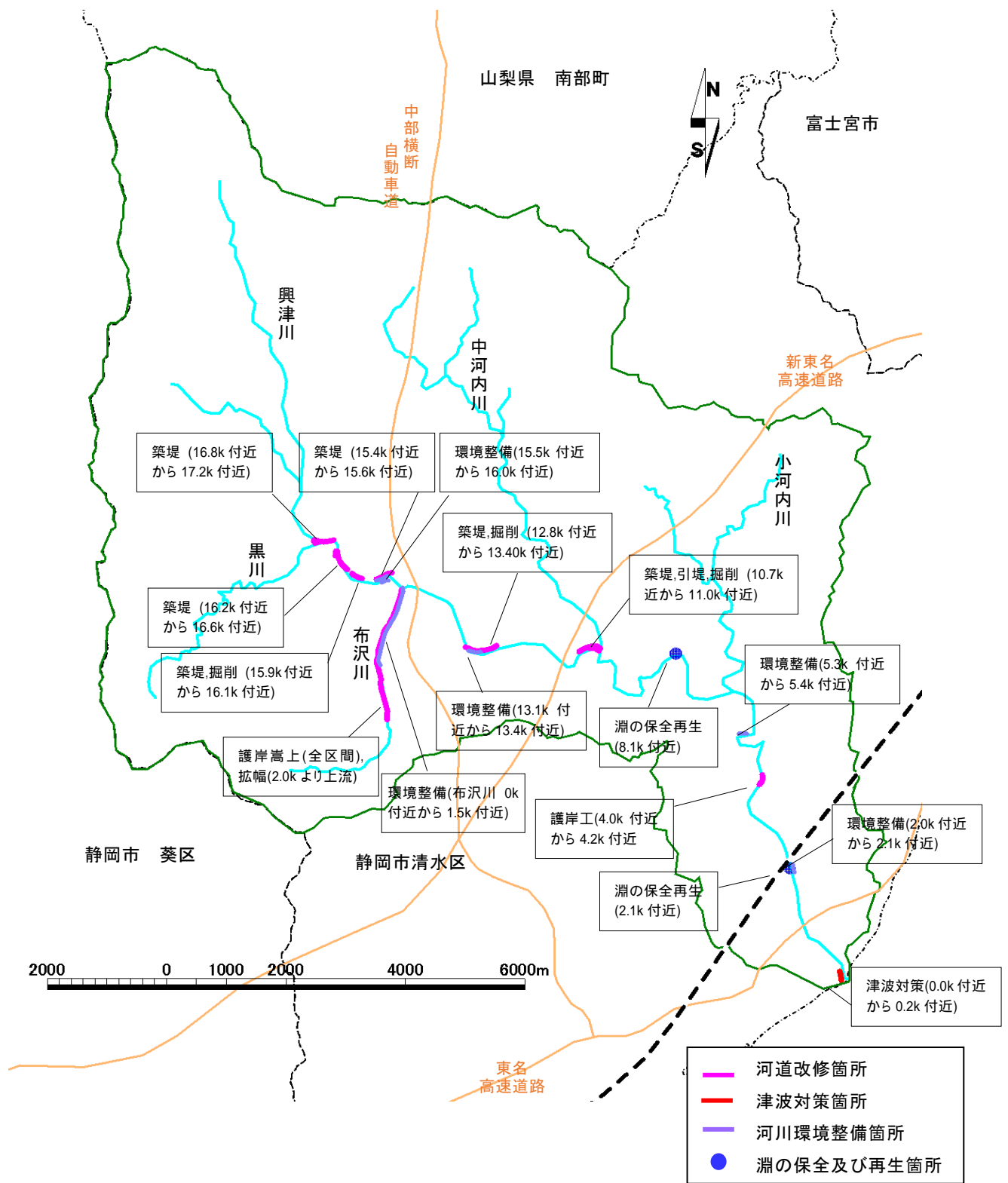


図 3.1.1 河川整備計画の主要な工事箇所

興津川の静岡市清水区小島地先（4.0k～4.2k 付近）においては、1,200 m³/s の流量を人家への被害を生じさせないで流すことを目的とし、護岸工による河道断面の確保を図ります。

施工に際しては、良好な河川環境を保っている河床は保全し、護岸工施工箇所においては植生工を実施し、自然環境の復元を図ります。

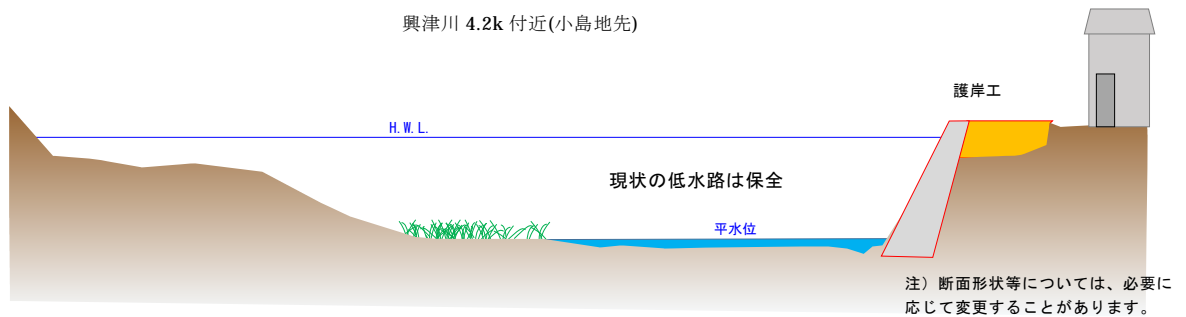


図 3.1.2 4.0k 付近から 4.2k 付近 横断イメージ

興津川の静岡市清水区清地地先（10.7k～11.0k 付近）においては、700 m³/s の流量を人家への被害を生じさせないで流すことを目的とし、築堤と引堤と掘削による河積の拡大を図ります。

施工に際しては、護岸は在来種による植生の復元を図ります。また、引堤箇所においては、植生工を実施し、自然環境の復元を図ります。

また、河床の掘削においては、みお筋を残し極力自然の改変は行わないものとします。

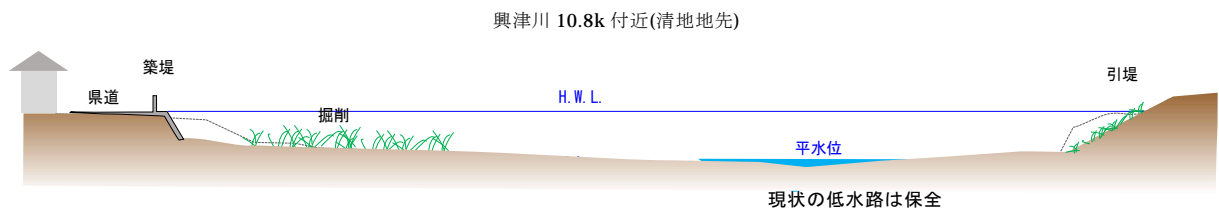


図 3.1.3 10.7k 付近から 11.0k 付近 横断イメージ

興津川の静岡市清水区茂野島地先(12.8k～13.4k付近)においては700 m³/sの流量を人家への被害を生じさせないで流すことを目的とし、築堤と掘削による河積の拡大を図ります。

施工に際しては、河床の掘削では、みお筋を残し極力自然の改変は行わないものとします。また、築堤箇所では、植生工を実施し自然環境の復元を図るとともに親水性にも配慮します。

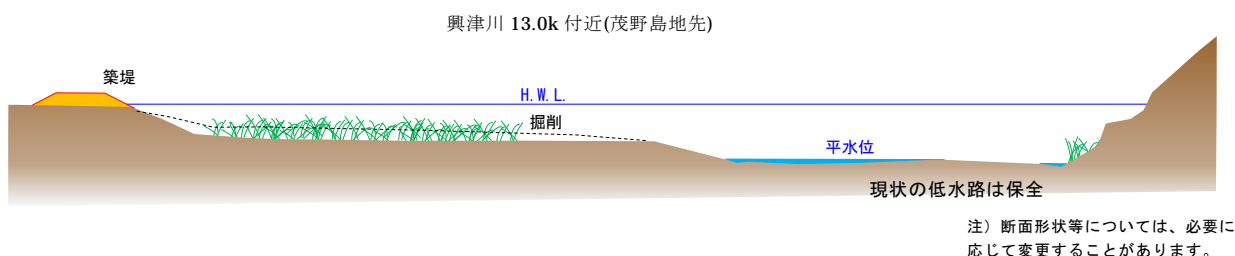


図 3.1.4 12.8k 付近から 13.4k 付近 横断イメージ

興津川の静岡市清水区西里地先(15.4k～15.6k付近)においては550 m³/sの流量を人家への被害を生じさせないで流すことを目的とし、築堤による河道断面の確保を図ります。

施工に際しては、良好な河川環境を保っている河床は保全し、築堤箇所においては、植生工を実施し、自然環境の復元を図ります。

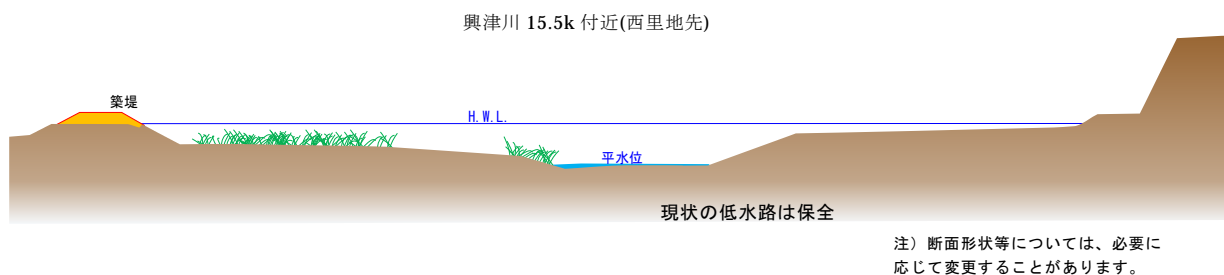


図 3.1.5 15.4k 付近から 15.6k 付近 横断イメージ

興津川の静岡市清水区西里地先（15.9k～16.1k 付近）においては 550 m³/s の流量を人家への被害を生じさせないで流すことを目的とし、築堤と掘削による河積の拡大を図ります。

施工に際しては、良好な河川環境を保っている河床は保全し、築堤箇所においては、植生工を実施し、自然環境の復元を図ります。

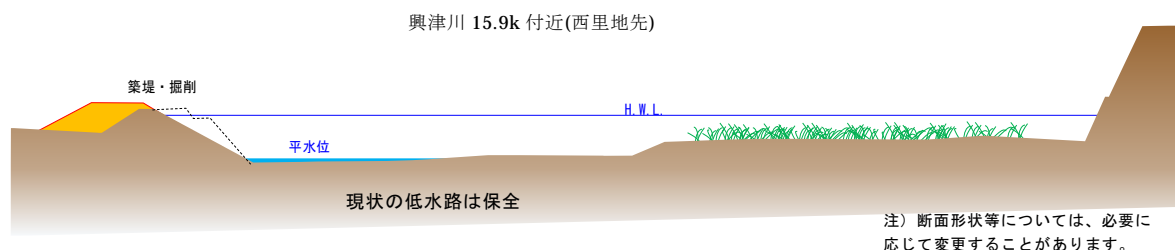


図 3.1.6 15.9k 付近から 16.1k 付近 横断イメージ

興津川の静岡市清水区西里地先（16.2k～16.6k 付近）においては 550 m³/s の流量を人家への被害を生じさせないで流すことを目的とし、築堤による河道断面の確保を図ります。

施工に際しては、良好な河川環境を保っている河床は保全し、築堤箇所においては、植生工を実施し、自然環境の復元を図ります。

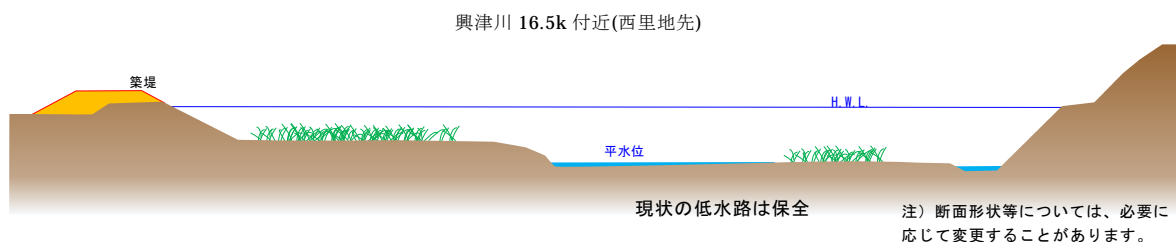


図 3.1.7 16.2k 付近から 16.6k 付近 横断イメージ

興津川の静岡市清水区西里地先（16.8k～17.2k 付近）においては 550 m³/s の流量を人家への被害を生じさせないで流すことを目的とし、築堤による河道断面の確保を図ります。

施工に際しては、良好な河川環境を保っている河床は保全し、築堤箇所においては、植生工を実施し、自然環境の復元を図ります。

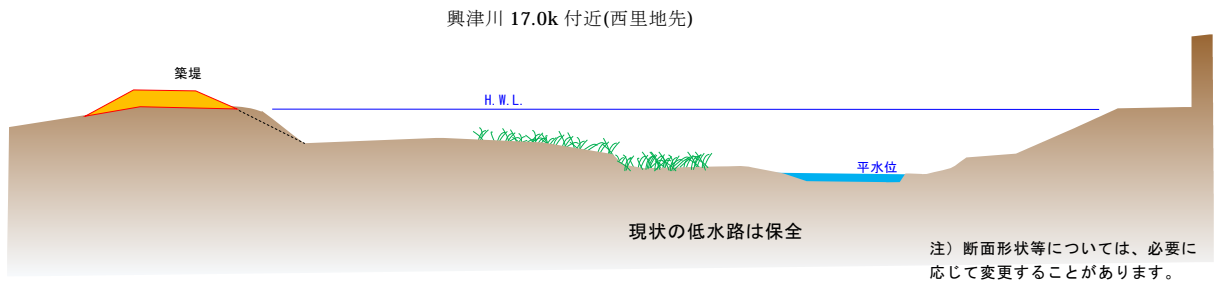
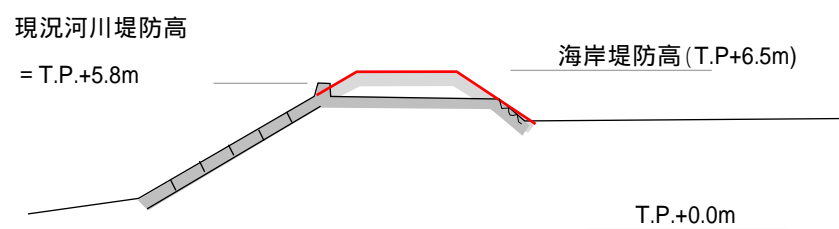


図 3.1.8 16.8k 付近から 17.2k 付近 横断イメージ

(2) 河口部津波対策

「計画津波」による津波災害を防御するために整備された海岸堤防とすり付けるため、河口部において堤防の嵩上げを行います。



注) 断面形状等については、必要に応じて変更することがあります。

図 3.1.9 津波対策横断イメージ

(3) 河川環境整備

河川環境整備は、自然と触れ合うことのできる良好な水辺空間を創出することを目的とし、地元住民の要望、周辺の土地利用状況（公園、散策路）、河川利用状況等を考慮して、下記の箇所について行います。

また、全ての人々に利用しやすい環境とするため、ユニバーサル・デザインを取り入れた整備を行います。環境整備の実施にあたっては、河川管理者が基盤整備を行い、その他の上物施設については公園管理者が行うものとします。

表 3.1.2 河川環境整備区間

河川名	位置	整備内容
興津川	静岡市清水区興津井上町地先 (2.0k 付近から 2.1k 付近)	公園と一体となった親水護岸 左岸 (L=約 150m)
	静岡市清水区但沼町地先 (5.3k 付近から 5.4k 付近)	公園と一体となった親水護岸 右岸 (L=約 120m)
	静岡市清水区茂野島地先 (13.1k 付近から 13.4k 付近)	自然と触れ合える場を創出するための緩傾斜護岸 左岸 (L=約 300m)
	静岡市清水区西里地先 (15.5k 付近から 16.0k 付近)	自然と触れ合える場を創出するための緩傾斜護岸 左右岸 (L=約 500m)

注) 現時点における主な整備箇所を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。



但沼町地先 公園と一体となった整備



西里地先 緩傾斜護岸整備

図 3.1.10 環境整備の実施箇所

(4) 淵の再生

生物の重要な生息環境を構成している瀬と淵は、現在縮小、消失しています。このため、^{しゅんせつ}浚渫等により淵の積極的な保全と再生を図ります。淵の再生の箇所は、モデルケースとして、地元住民の要望がある^{ふくやま}福山淵と^{あまごい}雨乞淵とします。この二つの淵の再生状況を調査して整備の効果を確認し、その他の淵の保全と再生の検討に活かしていきます。

表 3.1.3 淵の保全及び再生箇所

河川名	位置	整備内容
興津川	静岡市清水区興津井上町地先 (2.1k 付近)	福山淵の再生
	静岡市清水区但沼町地先 (8.1k 付近)	雨乞淵の再生

注) 現時点における主な整備箇所を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。



福山淵

静岡市清水区興津井上町地先



雨乞淵

静岡市清水区但沼町地先

図 3.1.11 淵の再生予定箇所

3.1.2 布沢川

(1) 流下能力向上対策

興津川合流部で $85\text{m}^3/\text{s}$ 、(普)布沢大沢川合流より上流部について $70\text{m}^3/\text{s}$ の流量を安全に流すことを目的として、護岸の嵩上げや引堤による河積の拡大を図ります。

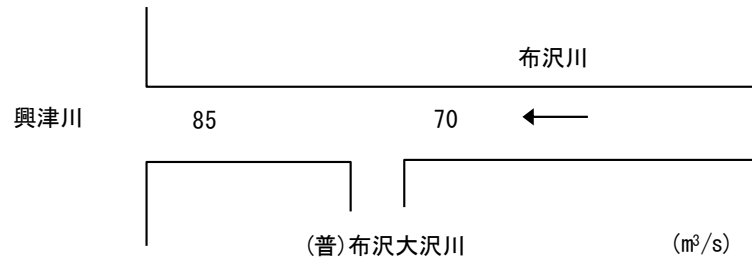


図 3.1.12 布沢川整備目標流量配分図

布沢川は、現況河岸高が低く、上流部では川幅の狭い区間があり、河積が不足しています。このため、護岸の嵩上げ、引堤等の対策を実施し、洪水被害の防止を図ります。護岸の嵩上げや引堤に伴い支障となる橋梁は、施設管理者と協議の上、架け替え等を行います。

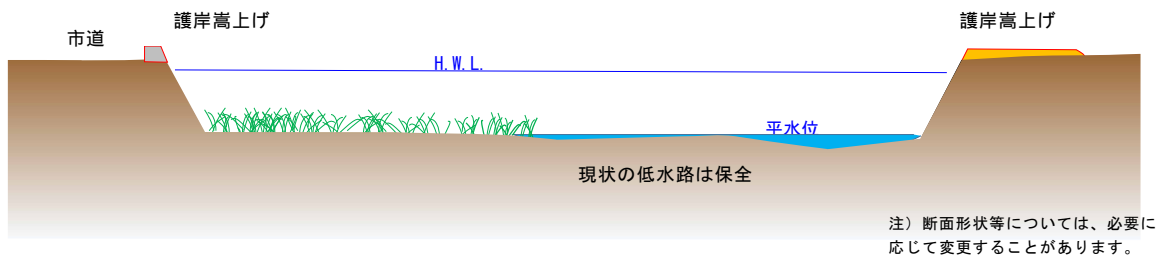


図 3.1.12 0.62k 付近 横断イメージ

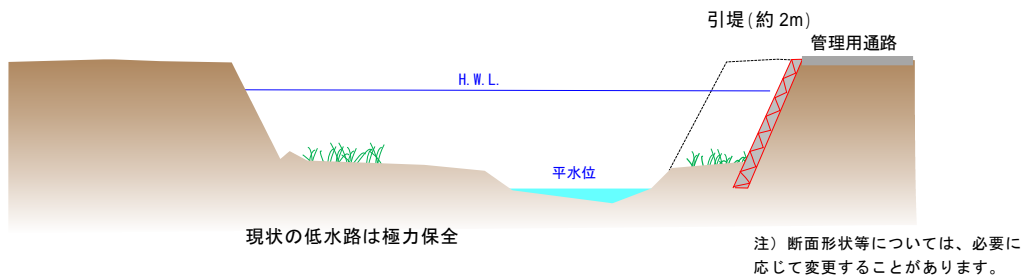


図 3.1.13 2.1k 付近 横断イメージ

表 3.1.4 流下能力向上対策の整備区間

河川名	位置	整備内容
布沢川	静岡市清水区布沢地先 (0.0k 付近から 2.0k 付近)	護岸嵩上げ
	静岡市清水区布沢地先 (2.0k 付近から 2.5k 付近)	護岸嵩上げ、引堤

注) 現時点における主な整備箇所を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

(2) 河川環境整備

自然と触れ合うことのできる良好な水辺空間を創出することを目的とし、地元住民の要望、周辺の土地利用状況、河川利用状況等を考慮して、必要な箇所に階段工の設置などを行います。

また、数多くの床止め工が設置されている布沢川の魚類等の生息環境を改善するため、魚道の設置などにより落差の解消を図ります。

表 3.1.5 河川環境整備区間

河川名	位置	整備内容
布沢川	静岡市清水区土地先から布沢地先 (0.0k 付近から 1.5k 付近のうち必要箇所)	親水護岸、階段工

注) 現時点における主な整備箇所を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

興津川水系において、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全の観点から総合的に判断し、川の365日を対象として日々の管理を静岡市や地域住民、NPO、企業と連携して適切に行います。

3.2.1 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、機能の低下、施設自体の質的低下を防止するための適切な維持を行うとともに、異常が認められた場合には迅速かつ適切な対策、復旧に努めます。

堤防などの法崩れ、亀裂、陥没等の異常の早期発見のため、河川環境の保全に配慮し、必要に応じて堤防などの除草を実施します。除草の実施にあたっては、沿川住民や興津川保全市民会議等の協力を得られるよう働きかけます。



図 3.2.1 河川巡視・維持修繕の状況

3.2.2 許可工作物の維持管理

平常時の河川巡視等において、許可工作物の状況を把握し、維持管理上の支障となることが予想される場合は、許可工作物の管理者に速やかに点検、修繕等を実施するよう指導監督します。

特に、堰、床止め等が魚類の遡上に問題がある場合は、管理者に修繕等を実施するよう働きかけを行います。

3.2.3 水量・水質の監視等

興津川本川においては、水利用の実態調査等により合理的な水利用を促進し、河川の適正な水利用と流水の正常な機能の維持に努めるとともに、水利用者相互の節水協力や森林の保全を求めています。

また、特に流況が悪化する承元寺取水堰より下流については、渇水が予想される時には、水利使用者と連携して対策に取り組んでいきます。

水質の保持については、定期的な水質の監視、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理の推進を、関係機関に働きかけます。

3.2.4 維持掘削等

河川の流下能力維持のため、流水の流下に必要な断面を維持掘削や河道内樹木の除去により確保します。掘削は、魚類の移動等の連続性を確保し、現状のみお筋を残す等、自然環境に極力配慮して実施します。

特に河口部は、河口閉塞により、魚類の遡上に支障となることが懸念されます。

土砂の堆積状況を監視、調査を行い関係機関の意見を踏まえ、必要に応じて掘削等の対策を行います。

また、河道内樹木の除去は、必要に応じて、地域住民や学識経験者などとの連携により、瀬や淵、河床の浮き石など動植物の生育・生息環境に配慮して適切に行います。

3.3 その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

3.3.1 総合的な被害軽減対策に関する事項

興津川流域において、整備目標を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を上回る洪水が発生した場合、また、想定を上回る津波や高潮が発生した場合においても、できるだけ被害の軽減が図られるよう、関係機関や流域住民との連携を強化するとともに、危機管理型ハード対策など、地域の防災力の向上に努めます。

(1) 河川情報の提供

静岡県がホームページや携帯サイトで公表している土木総合防災情報システム「SIPOS RADAR（サイポスレーダー）」の周知を図り、流域の雨量・河川の水位情報や地震情報・津波情報等の発信を通じて、地域の自主的な防災活動に役立ててもらおうよう働きかけます。また、水位計の新設やシステムの高度化に努めていきます。

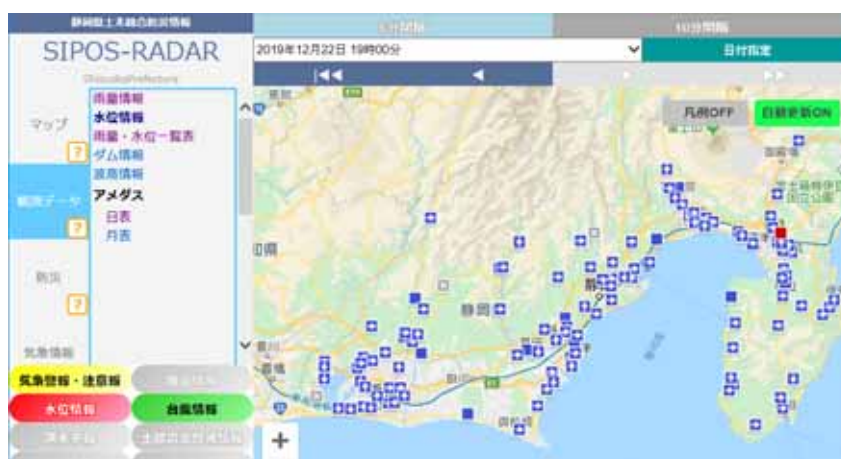


図 3.3.1 インターネットによる防災情報提供画面（サイポスレーダー）

(2) 洪水浸水想定区域等の情報の公開

興津川では、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を平成 31 年 3 月に策定・公表しました。

地域住民等の早期避難などに繋げるため、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）などの情報を水防管理者である静岡市長に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を

求めて、一般に周知します。

さらに、住民が円滑に避難できるよう、静岡市が作成する「洪水ハザードマップ」の積極的な活用を促し、計画規模を上回るような洪水が発生した場合にも逃げ遅れによる人的被害が発生しないように、静岡市と連携して地域防災力の向上に努めます。

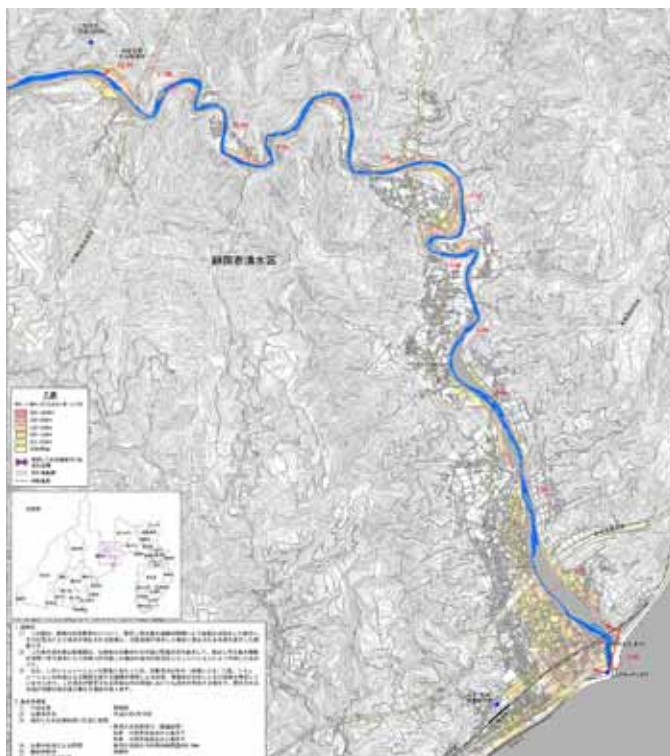


図 3.3.2 興津川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

(3) 津波への対応

「最大クラスの津波」に対しては、県関係部局、静岡市の関係機関と連携し、ハード対策とソフト対策を組み合わせた多重防御による津波防災を進めます。

3.3.2 流域との連携、流域における取組への支援に関する事項

(1) 大規模氾濫減災協議会等による関係機関との連携

静岡県と国、静岡市などの関係機関で構成する「静岡地域大規模氾濫減災協議会」などにより、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの共通認識のもと、逃げ遅れによる人的被害をなくすこと、氾濫発生後の社会機能を早期に回復することを目標として、豪雨災害の減災に向けた適切な施設の管理や、関係機関が連携・協力したタイムライン等の活用による地域住民の迅速な避難に繋がる防災意識の向上など、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に進める取組を推進していきます。

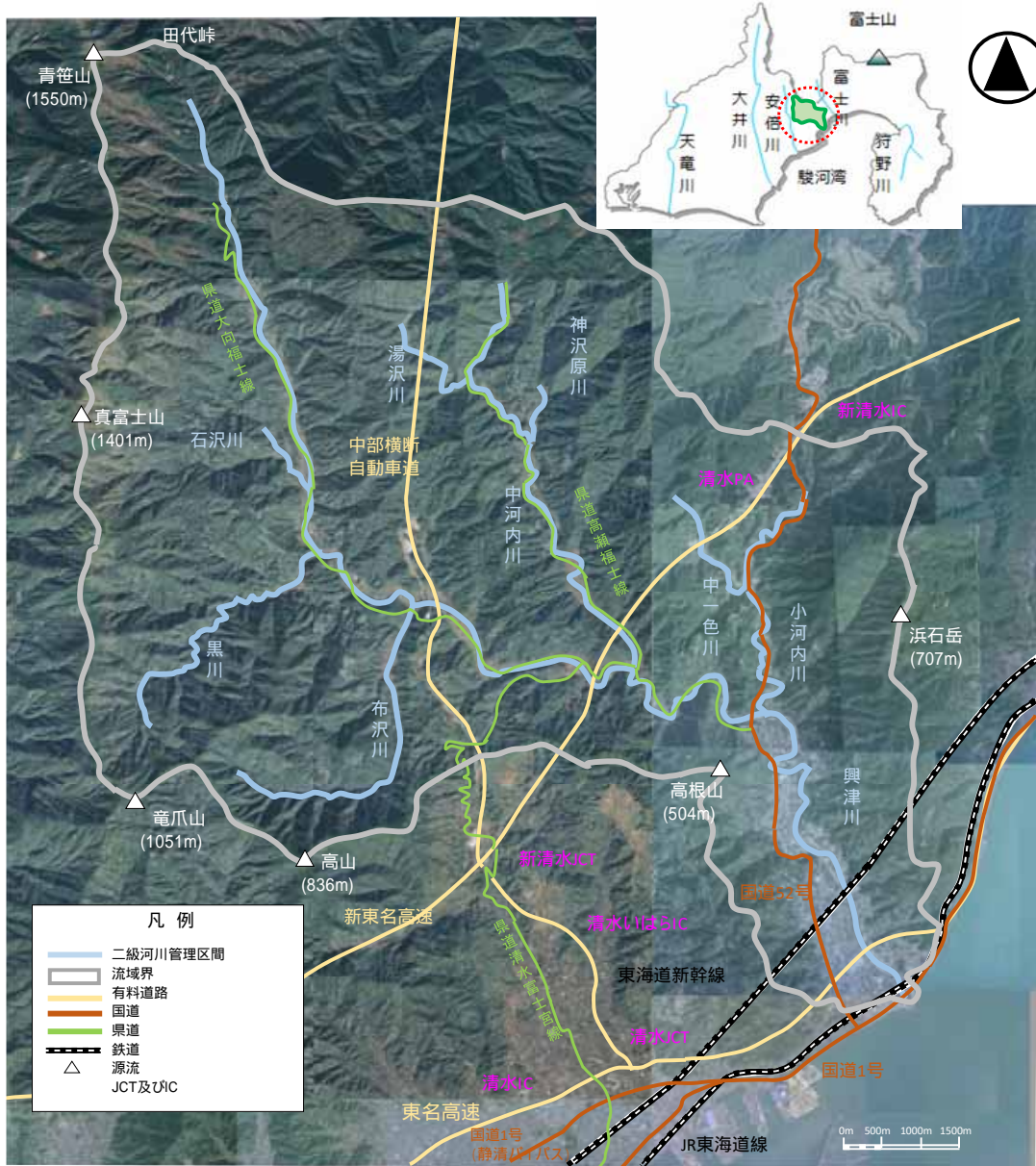
(2) 地域住民との連携、地域活動への支援

興津川流域における社会状況の変化や住民の価値観の多様化などにより、これらを反映した効果的な治水対策や河川環境の整備を進めていくためには、ハード整備とソフト対策の連動や、住民や関係機関の理解と協力、協働が不可欠です。

このため、興津川水系に関する様々な情報を幅広く提供して地域住民の河川に対する意識向上を図るとともに、「興津川クリーン作戦」などを展開する興津川保全市民会議等の地域団体との連携や、リバーフレンドシップ制度などを通じて、森、川、海と一体となり、上下流連携した取組や流域住民の主体的な川づくり活動を支援していきます。

<附図>

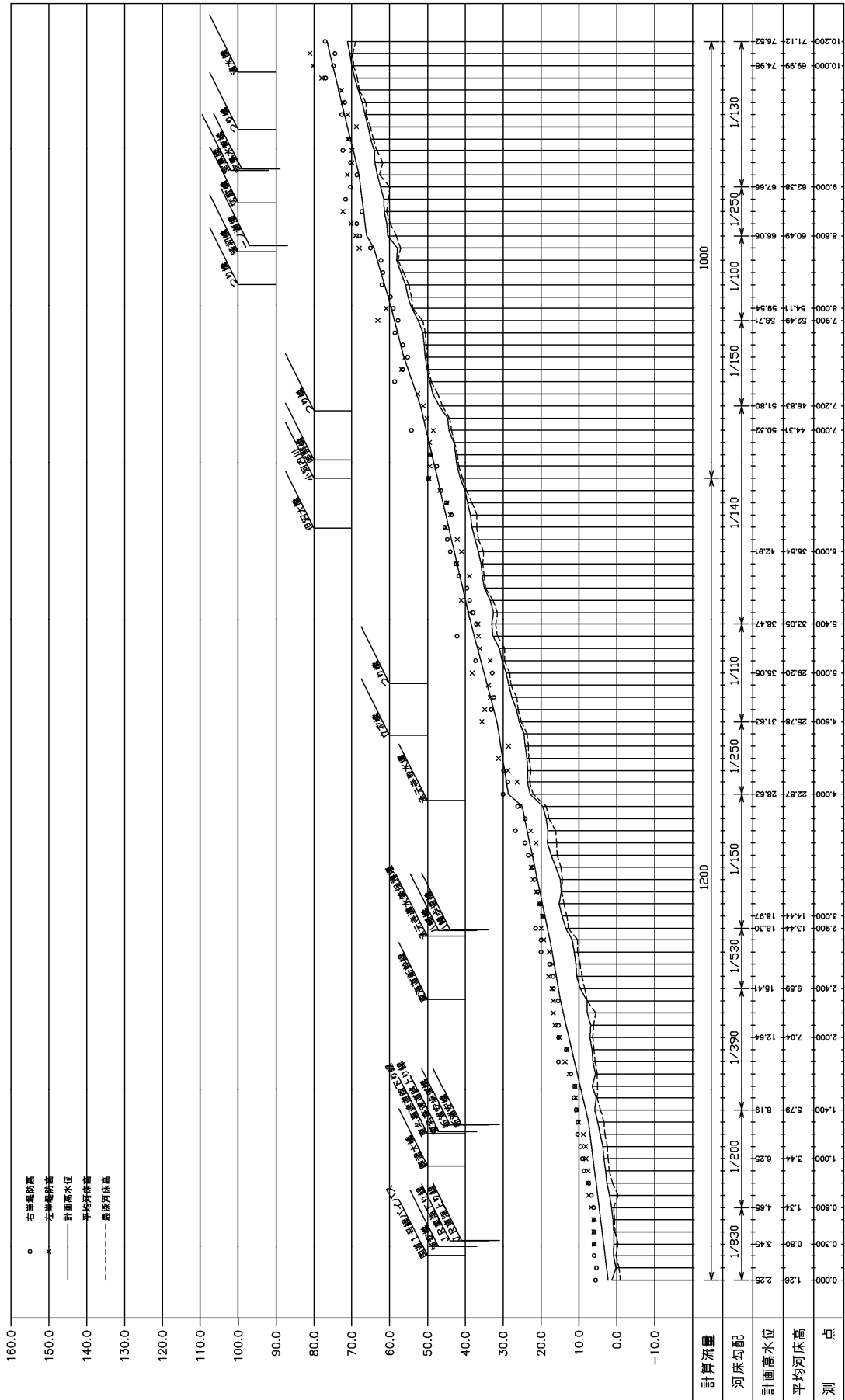
興津川水系 流域概要図



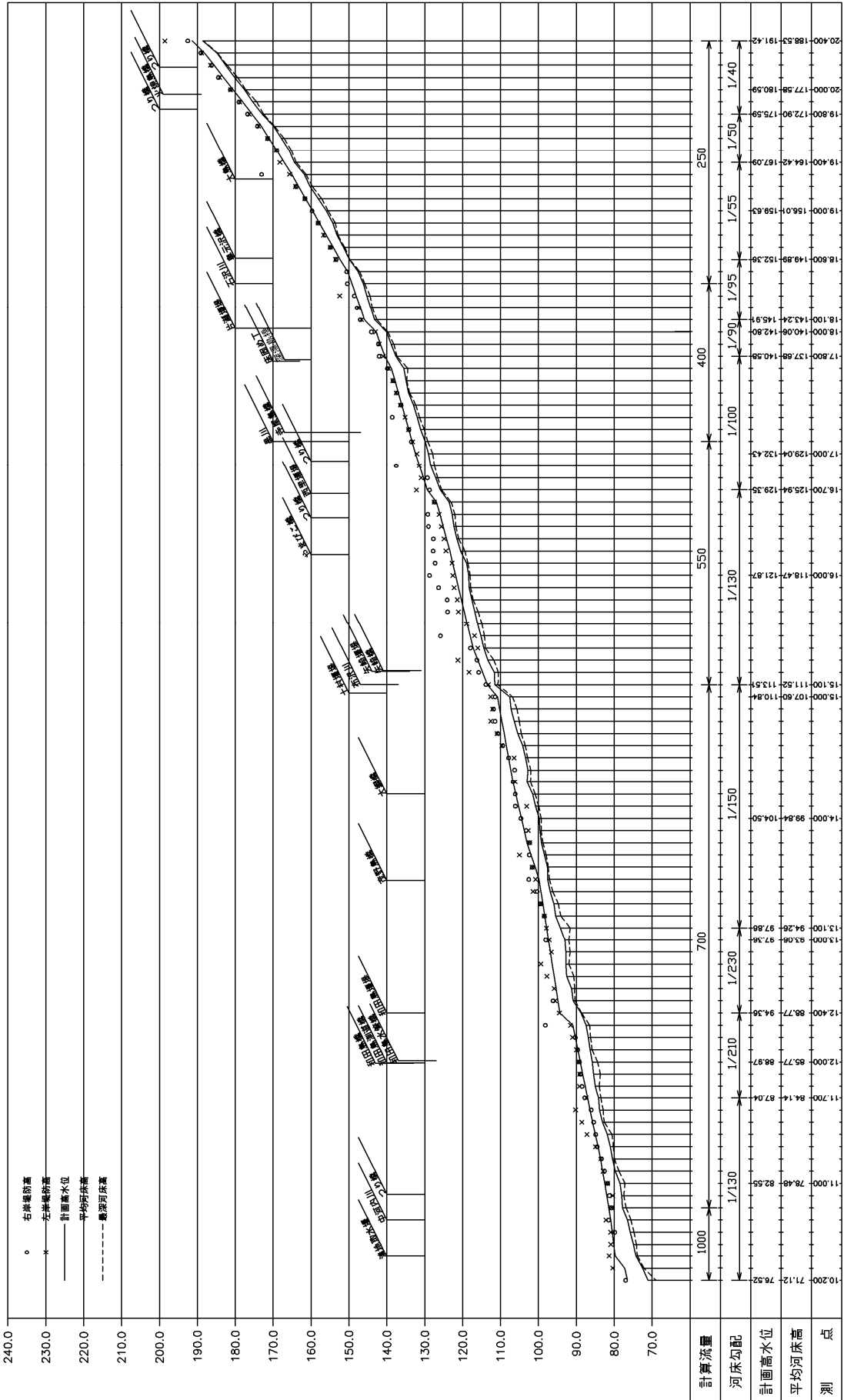
背景図は国土地理院ホームページより

流域面積 121.62km²
 幹線流路延長 21.7km

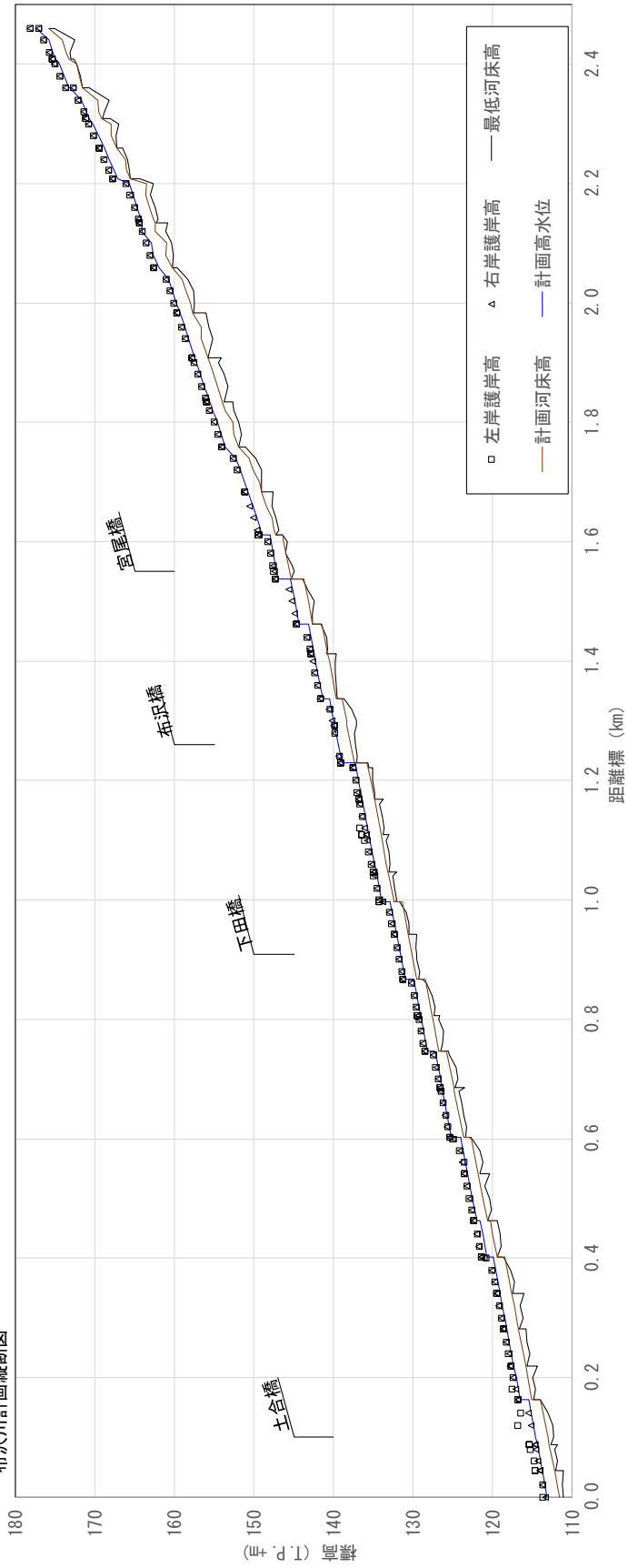
興津川計画縦断面図



興澤川計算水位縦断面図



布沢川計画縦断面図



計画流量	85																											
計画高水勾配	1/70																											
計画高水位	0.00	0.100	0.200	0.300	0.400	0.500	0.600	0.700	0.800	0.900	1.000	1.100	1.200	1.300	1.400	1.500	1.600	1.700	1.800	1.900	2.000	2.100	2.200	2.300	2.400			
計画河床高	113.20	114.63	117.09	119.94	122.66	122.99	126.11	128.68	129.99	130.03	133.99	135.42	136.65	138.33	140.01	142.28	144.68	146.25	151.27	154.67	157.24	159.76	161.92	163.58	165.74	167.99	170.24	172.20
測点	0.00	0.100	0.200	0.300	0.400	0.500	0.600	0.700	0.800	0.900	1.000	1.100	1.200	1.300	1.400	1.500	1.600	1.700	1.800	1.900	2.000	2.100	2.200	2.300	2.400			

〈参考〉

河川整備計画用語集

河川整備計画用語集

【河川一般】

- ・ **河川整備基本方針**：長期的な河川整備のあり方として水系ごとに河川管理者（国や都道府県）が全国的な整備バランスを確保しつつ水系全体を見渡して定める必要がある事項（基本高水のピーク流量や主要地点の計画高水流量など）を示した河川工事及び河川維持についての基本となるべき事項。
- ・ **河川整備計画**：河川整備基本方針に沿った当面（今後20～30年）の河川整備の具体的な内容を定め、河川整備の計画的な実施の基本となる計画。ここでいう河川整備とは、河川改修、河川維持などのハード対策だけでなく、洪水ハザードマップなどのソフト対策を含めたもの。
- ・ **治水**：河川の氾濫、高潮等から住民の生命や財産、社会資本基盤を守るために洪水を制御する行為
- ・ **利水**：生活、農業、工業などのために水を利用すること
- ・ **河川区域**：一般に堤防の川裏（民地側）にある法尻（最下点）から、対岸の堤防の川裏にある法尻までの範囲のことで、河川としての役割をもつ土地の範囲。河川区域は、洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域である。
- ・ **河川管理者**：河川は公共に利用されるものであって、その管理は、洪水や高潮等による災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行われなければならない。この管理について権限をもち、その義務を負う者。
具体的には、一級河川は、国土交通大臣（河川法第9条第1項）、二級河川は都道府県知事（同法第10条）、準用河川は市町村長（同法第100条第1項による河川法の規定の準用）と河川法に定められている。
- ・ **河川管理施設**：ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川の流水によって生じる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設（河川法第3条第2項）。
- ・ **河川占用許可工作物**：河川区域の中において工作物を新築、改築、除去する場合には、河川管理者より許可を受ける必要がある（河川法第26条第1項）、その許可を受けた工作物のこと。なお、河川管理施設以外の工作物を存置させるには別途占用許可（河川法第24条）を受ける必要がある。
- ・ **保水機能**：保水機能とは、雨水を地下に一時的に浸透、または滞留させる機能のことを言う。
- ・ **遊水機能**：遊水機能とは、河川沿いの田畑などにおいて雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のことを言う。
- ・ **一級水系**：国土交通大臣が管理し、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系のこと。
- ・ **二級水系**：都道府県知事が管理する一級水系以外の水系のこと。
- ・ **一級河川**：一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川のこと。
- ・ **二級河川**：二級水系に係わる河川で、都道府県知事が指定した河川のこと。
- ・ **流域**：降雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）のこと。集水区域と呼ばれることもある。
- ・ **流域面積**：降雨水を集水することができる部分の水平投影面積をいう。

- ・ **右岸・左岸**：^{うがん さがん} 河川を上流から下流に向かって眺めたとき、右手側を右岸、左手側を左岸という。
- ・ **本川**：^{ほんせん りゅうりょう} 流量、長さ、流域の大きさなどが、もっとも重要と考えられる、又は最長の河川のこと。
- ・ **幹川**：^{かんせん りゅうりょう} 流量、長さ、流域の大きさなどが、もっとも重要と考えられる、又は最長の河川のこと。本川の別称。
- ・ **支川**：^{しせん} 本川に合流する河川のこと。本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」という。また、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」といい、次数を増やして区別する場合もある。
- ・ **掘込河道**：^{ほりこみかどう} 堤内（民地側）の地盤高が計画高水位より高く、堤防高が60cm未満の河川の形状。
- ・ **流量**：^{りゅうりょう} 流れに直角方向の断面を通過する流体の単位時間当たりの体積を表す値のこと。河川で用いる単位は m^3/s 。
- ・ **築堤**：^{ちくてい} 洪水時の流れを河道内に閉じこめて、河川の外への氾濫を防ぐことを目的に、河川に沿って造られる構造物。
- ・ **山付け**：^{やまづ} 河川の片岸が山地になっている場所。山地に連なっている場所。

【治水】

- ・ **計画高水位**：^{けいかくこうすい} 計画高水流量を安全に流すことのできる水位のこと。
- ・ **HWL**：High Water Level（ハイウォーターレベル）の略で計画高水位のこと。
- ・ **計画高水流量**：^{けいかくこうすいりゅうりょう} 基本高水を河道と各種洪水調節施設（ダムや遊水地など）に合理的に配分した結果として求められるハイドログラフのピーク流量。言い換えれば、基本高水から各種洪水調節施設での洪水調節量を差し引いたときのピーク流量である。
- ・ **基本高水**：^{きほんたかみず} 洪水を防ぐための計画で基準とする洪水のハイドログラフ群（流量の時間的変化を示したもの）のこと。この基本高水は、人工的な施設で洪水調節が行われていない状態、言い換えれば、流域に降った雨がそのまま河川に流れ出た場合のハイドログラフである。
- ・ **計画規模**：^{けいかくきぼ} 計画降雨の年超過確率のこと。洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合い（治水安全度と呼ぶ）^{ちすいあんぜんど}を表すもので、計画の目標とする値である。
- ・ **基準地点**：^{きじゆんちてん} 治水計画において、洪水防御のために計画高水流量を設定する必要のある河川の重要地点のこと。
- ・ **平均河床高**：^{へいきんかしょうたか} 河床の凹凸を概ね均した高さであり、平時の滞筋における水位よりも高い位置になる。この平均河床高以下を保存することで、現状の河床形態を維持し、生物の生息環境の保全を図ることができる。
- ・ **流下能力**：^{りゅうかのうりょく} 河川において流すことが可能な最大流量のこと。通常、洪水を流下させることができる河道の能力である。
- ・ **河積**：^{かせき} 河川の横断面において、水の占める面積のこと。一般には、計画高水位位かの断面積をいう。
- ・ **洪水**：^{こうずい} 台風や前線などによる降雨に伴い川の水位が上昇し、川を流れる水の量が急激に増大する現象のこと。一般には川から水が溢れ、氾濫することを洪水と呼ぶが、河川管理上

は氾濫を伴わなくても洪水と呼ぶ。

- ・ **超過洪水**：自然的条件、社会的条件等から策定され一定規模の計画高水流量・水位、または余裕を含めた河道容量を超えるか、超える恐れのある洪水のこと。
- ・ **背水**：バックウォーターとも呼ばれ、河川の下流側の水位の高低が上流水位に影響を及ぼす現象のこと。なお、支川において、本川の高水位の影響が及ぶ範囲を背水区間という。取水堰の上流では、堰上げによる背水の影響を受ける場合がある。
- ・ **氾濫**：溢水が地表面上を流下・拡散する現象の総称であり、氾濫には外水氾濫と内水氾濫がある。
- ・ **外水氾濫**：増水した河川の水が堤防を越水したり、堤防に生じる洗掘、亀裂、漏水等により破堤が生じることにより、河川水が堤内地に氾濫する現象のことをいう。
- ・ **内水氾濫**：合流先の河川に流水が合流できず、溢れて氾濫してしまうこと。原因としては、合流先の河川の水位が高いことや、合流先河川の逆流を防止するために設置された樋門や樋管が閉鎖し、隣接する排水ポンプの能力をもってしても流水が吐ききれなかった場合に、内水氾濫が発生する。
- ・ **ハード対策**：洪水被害軽減対策のうち、護岸工事や水門工事など、工事を伴う対策。
- ・ **ソフト対策**：洪水被害軽減対策のうち、自助の促進を効果的に導き被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップの公表、河川や降雨のリアルタイム情報の提供、豪雨被害の次世代への伝承などの防災意識を啓発するための対策。
- ・ **河川改修**：洪水、高潮等による災害を防止するため、築堤、引堤、掘削など河川の断面を確保する行為。
- ・ **河床掘削**：川底を掘り下げる行為。
- ・ **堤防**：計画高水位以下の水位の流量を安全に流下させることを目的として、山に接する場合などを除き、左右岸に築造されるもの。構造は、ほとんどの場合、盛土によるが、特別な事情がある場合、コンクリートや鋼矢板（鉄を板状にしたもの）などで築造されることもある。
- ・ **特殊堤**：河川に堤防を設ける際に、用地を取得できないなどの制限がある時に用いられる堤体上の低い壁を示す名称として使われる。
- ・ **堤内地**：堤防によって守られる住居や農地のある川裏側の土地のこと。
- ・ **堤外地**：堤防に挟まれて水が流れている土地のこと。
- ・ **護岸**：河川を流れる水の作用（浸食作用など）から河岸や堤防を守るために、表法面（川側斜面）に設けられる施設のこと。
- ・ **破堤**：堤防が壊れ、増水した河川の水が堤内地に流れ出す現象。増水した河川の堤防において生じる洗掘、亀裂、漏水、越水等が、破堤を引き起こす原因となる。
- ・ **越水**：増水した河川の水が堤防の高さを超えてあふれ出す現象。
- ・ **溢水**：堤防の高さと堤内の地盤の高さの差が小さい（又は無い）掘込河道の区間で、河川の水が堤内地にあふれ出す現象。
- ・ **サイポスレーダー**：洪水等の風水害から県民の生命・財産を守り、災害の未然防止・軽減に活用できるよう、雨量・水位などの防災情報や天気予報などの気象情報をリアルタイムに提供している静岡県のインターネットサイトのこと。パソコンや携帯電話からアクセス可能。詳しくは、サイポスレーダーホームページ

[パソコン] <http://sipos.pref.shizuoka.jp>

[携帯電話] <http://sipos.shizuoka2.jp/m/i/index.cgi>

- ・ **洪水浸水想定区域図**：水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な非難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示した図。市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料として活用される。「想定し得る最大規模の降雨」と「河川整備の目標とする降雨」を対象とした洪水浸水想定区域図を公表することとされている。
- ・ **洪水ハザードマップ**：公表された洪水浸水想定区域図をもとに、避難場所や避難経路等に関する情報を地図にまとめたもので、洪水の際、円滑かつ迅速な避難に必要な事項を住民に周知するため、各市町村で作成される。
- ・ **床止め**：河床の洗掘を防いで河川の勾配を安定させるために河川を横断して設けられる落差の有る施設。落差がある場合「落差工」、落差がないかあるいは小さい場合「帯工」と呼ぶ。

【利水】

- ・ **水利権**：水を使用する権利のこと。これは歴史的、社会的に発生した権利である。現在では河川法第23条で河川の流水の占有権を国土交通省令によって認められたものを許可水利権といい、それ以前に認められたものは慣行水利権という。
- ・ **堰**：河川から農業用水、工業用水、水道用水などの水を取るために、河川を横断して水位を制御する施設のこと。頭首工や取水堰とも呼ばれる。
- ・ **流況**：豊水、平水、低水、渇水流量を指標する河川の流水の状況。観測した365日分の流量データを大きい順に並べて、95番目の流量を豊水流量、同185番目を平水流量、同275番目を低水流量、同355番目を渇水流量という。

【環境】

- ・ **瀬**：瀬は淵と淵の間をつなぐ比較的まっすぐな区間で水深が浅くて流れが速い場所のこと。山中の溪谷のように流れが早く白波が立っているものを「早瀬」、下流部の方で波立ちの余り見られないものを「平瀬」という。
- ・ **淵**：淵は水深が深くて比較的流れが緩い場所のこと。淵は河川の蛇行によってできるほか、滝や人工的に造られた堰などの下流の川底の比較的柔らかい部分が深く掘られることによってできるもの、河川の中の大きな石や橋脚のまわりが深くえぐられることによってできるものがある。
- ・ **河畔林**：河川に沿って存在する帯状の樹木群。
- ・ **回遊性魚類**：定まった季節または時期に、広い範囲のほぼ一定の経路を移動する魚。
- ・ **水質環境基準**：環境基本法第16条第1項に基づき国が設定する環境上の基準。河川においては、AA類型でBOD 1mg/L以下、A類型でBOD 2mg/L以下、B類型でBOD 3mg/L以下、C類型でBOD 5mg/L以下と設定されている。評価については、環境基準点において、「75値」が当該水域に当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断される。「75値」とは、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をいう。

($0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

- ・ **BOD**：ビーオーディー 生物化学的酸素要求量の略称であり、水中の有機物が微生物により分解される時に消費される酸素の量のこと。数値が大きいほど有機物が多く水質が汚濁していることを意味する。
- ・ **親水性**：しんすいせい 水辺が人々に親しみを感じられるようになっていること。具体的には河川、湖沼、海岸等で人々が散策、休養、水遊び、釣り、ボート、自然観察などをする際に水や水辺と触れ合える機能のこと。
- ・ **多自然川づくり**：たしぜんかわ 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。

【その他】

- ・ **協働**：きょうどう 行政と住民や市民団体、NPO、住民ボランティアなどが協力して、維持管理や社会資本整備などを進めていくこと。より良い河川を実現するためには、地域住民と行政が「川は地域共有の公共財産」であるという共通認識をもち、連携していくことが求められている。地域の安全や自然環境の保護、河川利用、ゴミ対策などの様々な課題に対して、連携して取り組んでいくことが有効である。
- ・ **NPO**：エヌビーオー Non-profit Organization (みんかんひえいりだんたい 民間非営利団体) の略。営利を目的とせず公益のために活動する民間の組織のこと。
- ・ **リバーフレンドシップ**：河川愛護活動をしている住民や団体に対し、清掃活動等に必要な物品等の支援を行う制度のこと。現在、地域で活動している住民や団体、今後新たに活動を始めようとする住民や団体が支援の対象となる。物品支給の対象としては、軍手、縄、番線などの消耗品のほか、スコップ、一輪車、鎌、草刈機等の器材、障害保険への加入など、本制度の趣旨に合うものならば購入可能となる。
- ・ **河川巡視**：かせんじゆんし 平常時に河川管理の一環として、定期的に河川の状況を把握するもの。巡視員は、河川管理員の補助者として、流水・土地の占用状況、工作物の設置の状況、船舶係留等の状況、河川環境の状況、河川管理施設及び許可工作物の状況等を目視によって把握する。